

旧（素案 P69）	新（原案 P69）
第4章 分野別構想 （４）商業地 滝川市街地の「都市拠点」においては「滝川の顔」にふさわしい、賑わいの形成を図るほか、「広域商業拠点」では、中空知地域の暮らしを支える大型商業施設の集積を図るなど、各拠点の特性を踏まえた都市機能の集積を目指し、生活利便性や地域活力の維持・向上を図ります。 ①都市拠点 本市の商業や賑わいを支えてきた地域であることや、鉄道や市内外を運行する路線バス等の交通結節点であることを踏まえ、行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を図ります。 ・JR滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア帯は、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、公共機能や医療・福祉等の都市機能を集積するなど、都市拠点として賑わいを創出できる魅力的な土地利用を推進する。 ・老朽化した建物は、周辺環境への影響や来街者への印象を考慮し、有効活用に向け建物の改修・解体や誘導施設の新設、空き店舗への出店等の方策を検討する。 ・総合福祉センター跡地などに子育て複合施設の整備を推進する。 ・官公庁施設の再編等の際には、可能な範囲で都市拠点への立地を誘導する。 ・文化施設の再編等の際には、都市拠点での立地可能性を検討する。 ・まちづくりセンターみんくるの機能維持に向け、施設のあり方を検討する。 ・開発動向に合わせた高度利用地区や道路整備の見直しを検討する。 ・現状では都市拠点には商業施設が不足していることから、公共交通を活用した買い物や配達サービスの活用を図るための支援を検討する。 ・現状の商業機能の集積を生かしながら、生活利便性の向上を目指した施設の誘導を図る。 ②広域商業拠点 中空知地域の暮らしを支える拠点として、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を図ります。 ・主要幹線街路沿道における現状の商業利用を踏まえ、都市の生活利便性を高める土地利用とともに、交通利便性の高い地域特性を活かし、中空知地域も視野に入れた生活利便性向上のための土地利用を促進する。 ・大型商業施設の立地が可能となるように用途地域の変更を検討する。 69	第4章 分野別構想 （４）商業地 滝川市街地の「都市拠点」においては「滝川の顔」にふさわしい、賑わいの形成を図るほか、「広域商業拠点」では、中空知地域の暮らしを支える大型商業施設の集積を図るなど、各拠点の特性を踏まえた都市機能の集積を目指し、生活利便性や地域活力の維持・向上を図ります。 ①都市拠点 本市の商業や賑わいを支えてきた地域であることや、鉄道や市内外を運行する路線バス等の交通結節点であることを踏まえ、行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を図ります。 ・JR滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア帯は、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、公共機能や医療・福祉等の都市機能を集積するなど、都市拠点として賑わいを創出できる魅力的な土地利用を推進する。 ・老朽化した建物は、周辺環境への影響や来街者への印象を考慮し、有効活用に向け建物の改修・解体や誘導施設の新設、空き店舗への出店等の方策を検討する。 ・総合福祉センター跡地などに子育て複合施設の整備を推進する。 ・官公庁施設の再編等の際には、可能な範囲で都市拠点への立地を誘導する。 ・文化施設の再編等の際には、都市拠点での立地可能性を検討する。 ・まちづくりセンターみんくるの機能維持に向け、施設のあり方を検討する。 ・開発動向に合わせた高度利用地区や道路整備の見直しを検討する。 ・現状では都市拠点には商業施設が不足していることから、公共交通を活用した買い物や配達サービスの活用を図るための支援を検討する。 ・現状の商業機能の集積を生かしながら、生活利便性の向上を目指した施設の誘導を図る。 ②広域商業拠点 中空知地域の暮らしを支える拠点として、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を図ります。 ・主要幹線街路沿道における現状の商業利用を踏まえ、都市の生活利便性を高める土地利用とともに、交通利便性の高い地域特性を活かし、中空知地域も視野に入れた生活利便性向上のための土地利用の促進（用途地域の変更）を検討する。 69

③コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティや交流活動の拠点として、各地域の生活利便機能等の維持を図ります。

- ・江部乙地域の道の駅周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- ・道の駅たきかわ、農村環境改善センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点に資する機能の集約化が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- ・道の駅たきかわは市の観光拠点としての機能充実に向け、観光地の周遊を促すための仕組みや情報発信等の強化を行う。
- ・旧東栄小学校については、コミュニティ拠点となる施設などの立地が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- ・コミュニティ活動の拠点である転作研修センターは、交流機能や避難機能の維持に努めるとともに活用方法を検討する。
- ・現状の商業機能の維持に向けた取組を検討する。

④生活利便ゾーン

現状の商業、医療、公共交通等の生活利便性の高い地域として、身近な商業や医療等の都市機能の維持を図ります。

- ・既存の商業機能の維持を図り、都市拠点や広域商業拠点の商業機能を補完して、都市の生活利便性を向上する土地利用を促進する。

⑤店舗等・大規模集客施設の適正配置

商業機能強化や都市の活力向上、日常生活の利便性向上等のため、大規模集客施設^{※1}は都市拠点への立地を図るほか、大型商業施設^{※2}については、都市拠点及び広域商業拠点を中心に立地を図ります。

また、必要に応じて特別用途地区^{※3}や特定用途制限地域^{※4}による店舗等の立地規制を図ります。

※1 大規模集客施設：床面積1万㎡を超える店舗、飲食店等を指す。

※2 大型商業施設：床面積3,000㎡を超え、1万㎡以下の店舗、飲食店等を指す。

※3 特別用途地区：用途地域内において、市街地の特性に応じて特定の用途の保全又は規制を行うことを目的として定める地区のこと。

※4 特定用途制限地域：用途地域が定められていない地域において、良好な環境の形成や保持を行うことを目的として定める地域のこと。

③コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティや交流活動の拠点として、各地域の生活利便機能等の維持を図ります。

- ・江部乙地域の道の駅たきかわ周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- ・道の駅たきかわ、農村環境改善センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点に資する機能の集約化が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- ・道の駅たきかわは市の観光拠点としての機能充実に向け、観光地の周遊を促すための仕組みや情報発信等の強化を行う。
- ・旧東栄小学校については、コミュニティや交流活動を支える機能の充実に向け、土地利用規制の緩和を図る。
- ・コミュニティ活動の拠点である転作研修センターは、交流機能や避難機能の維持に努めるとともに活用方法を検討する。
- ・現状の商業機能の維持に向けた取組を検討する。

④生活利便ゾーン

現状の商業、医療、公共交通等の生活利便性の高い地域として、身近な商業や医療等の都市機能の維持を図ります。

- ・既存の商業機能の維持を図り、都市拠点や広域商業拠点の商業機能を補完して、都市の生活利便性を向上する土地利用を促進する。

⑤店舗等・大規模集客施設の適正配置

商業機能強化や都市の活力向上、日常生活の利便性向上等のため、大規模集客施設^{※1}は都市拠点への立地を図るほか、大型商業施設^{※2}については、都市拠点及び広域商業拠点を中心に立地を図ります。

また、必要に応じて特別用途地区^{※3}や特定用途制限地域^{※4}による店舗等の立地規制を図ります。

※1 床面積1万㎡を超える店舗、飲食店等を指す。

※2 床面積3,000㎡を超え、1万㎡以下の店舗、飲食店等を指す。

※3 用途地域内において、市街地の特性に応じて特定の用途の保全又は規制を行うことを目的として定める地区のこと。

※4 用途地域が定められていない地域において、良好な環境の形成や保持を行うことを目的として定める地域のこと。

旧（素案 P72）

第4章 分野別構想

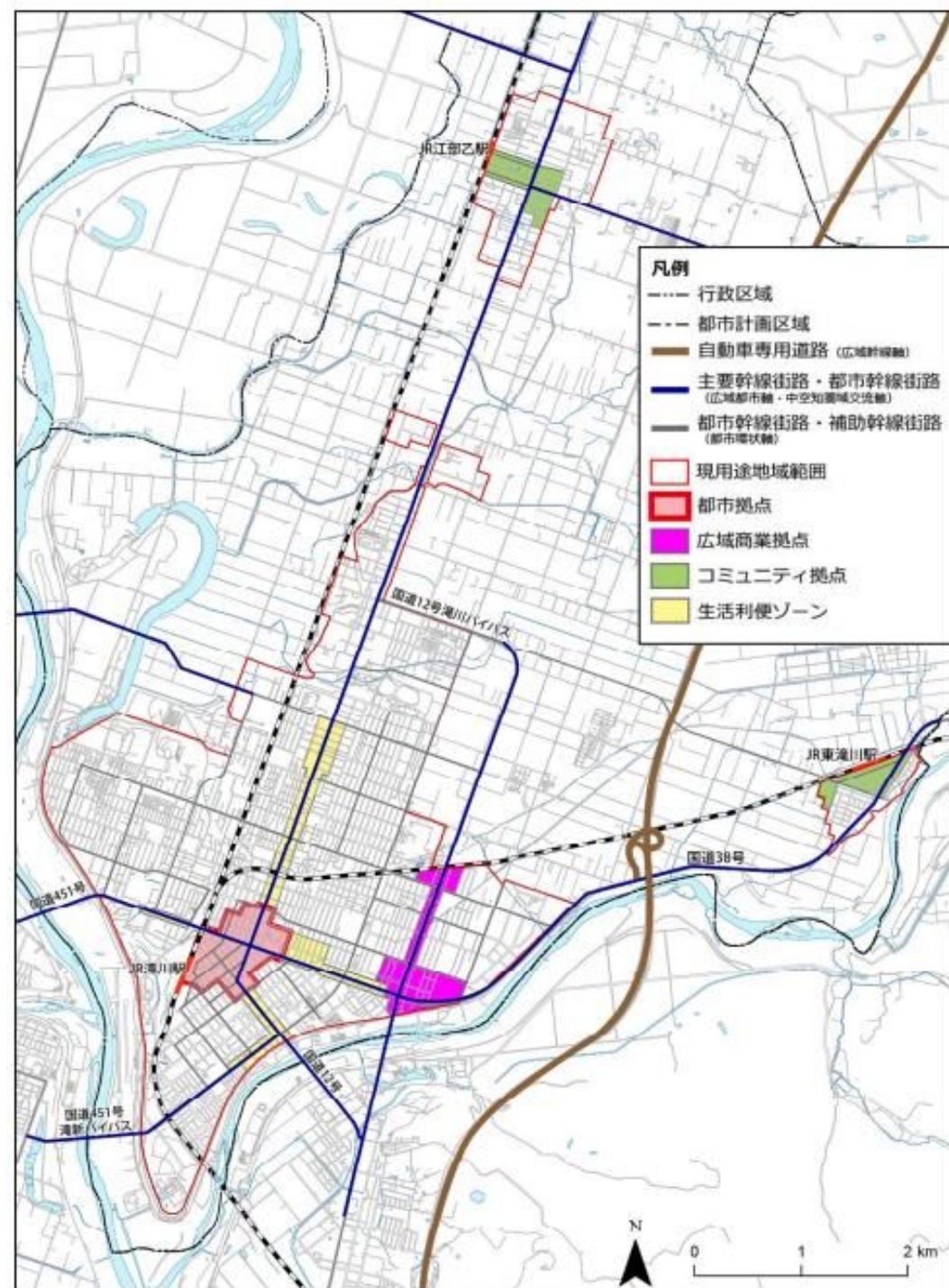


図 商業地に関する土地利用方針図

新（原案 P72）

第4章 分野別構想

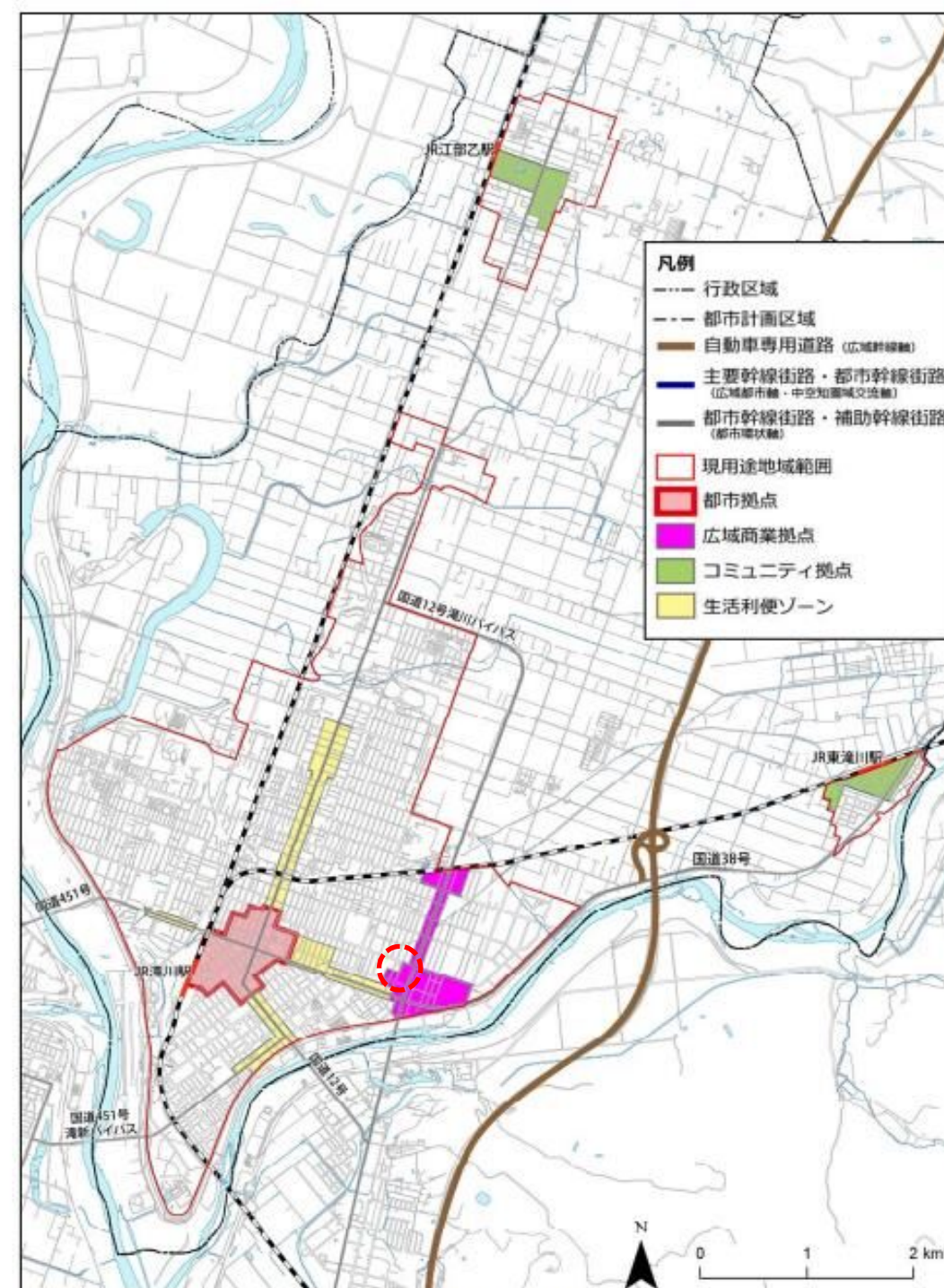


図 商業地に関する土地利用方針図

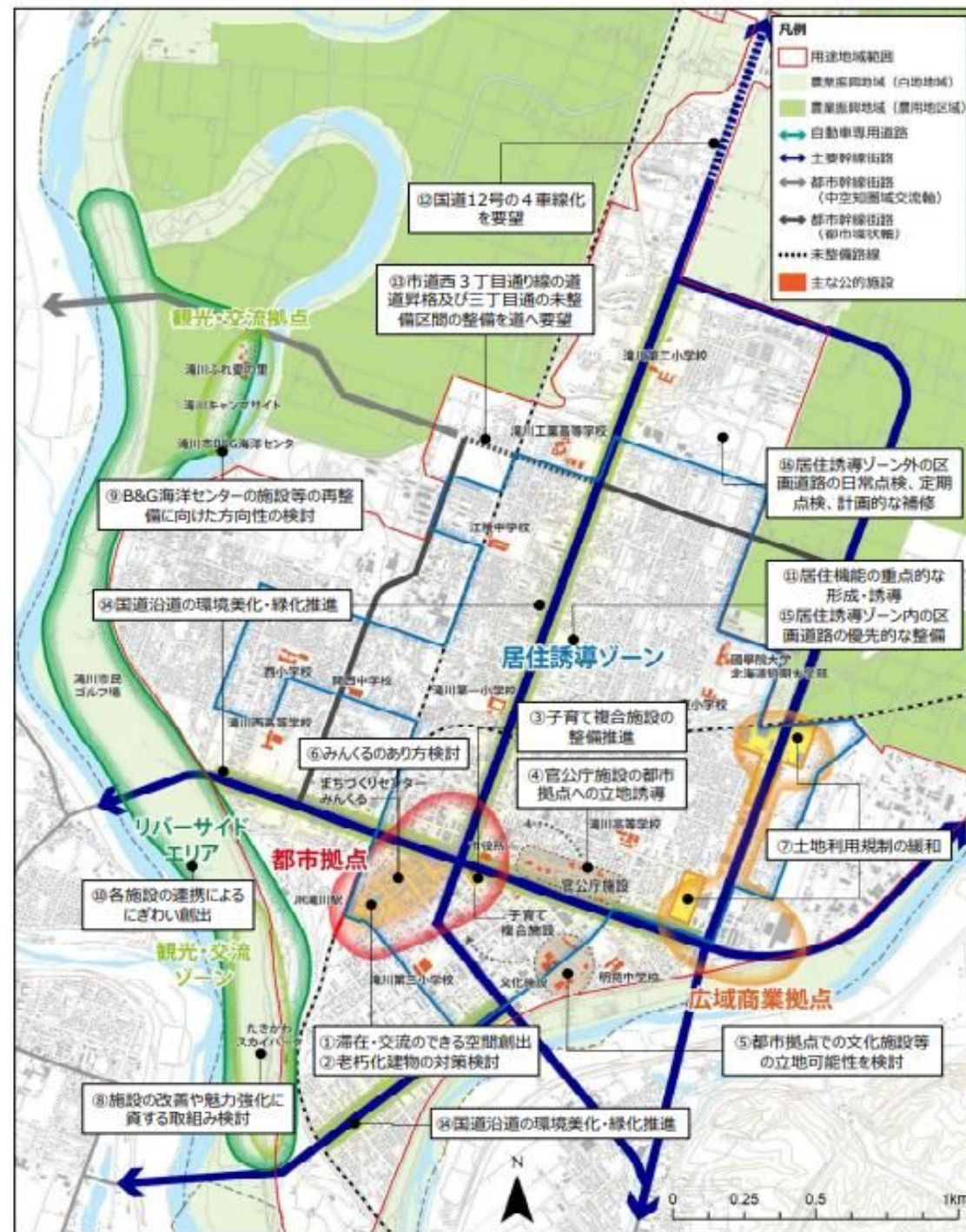


図 滝川市街地の将来構想図

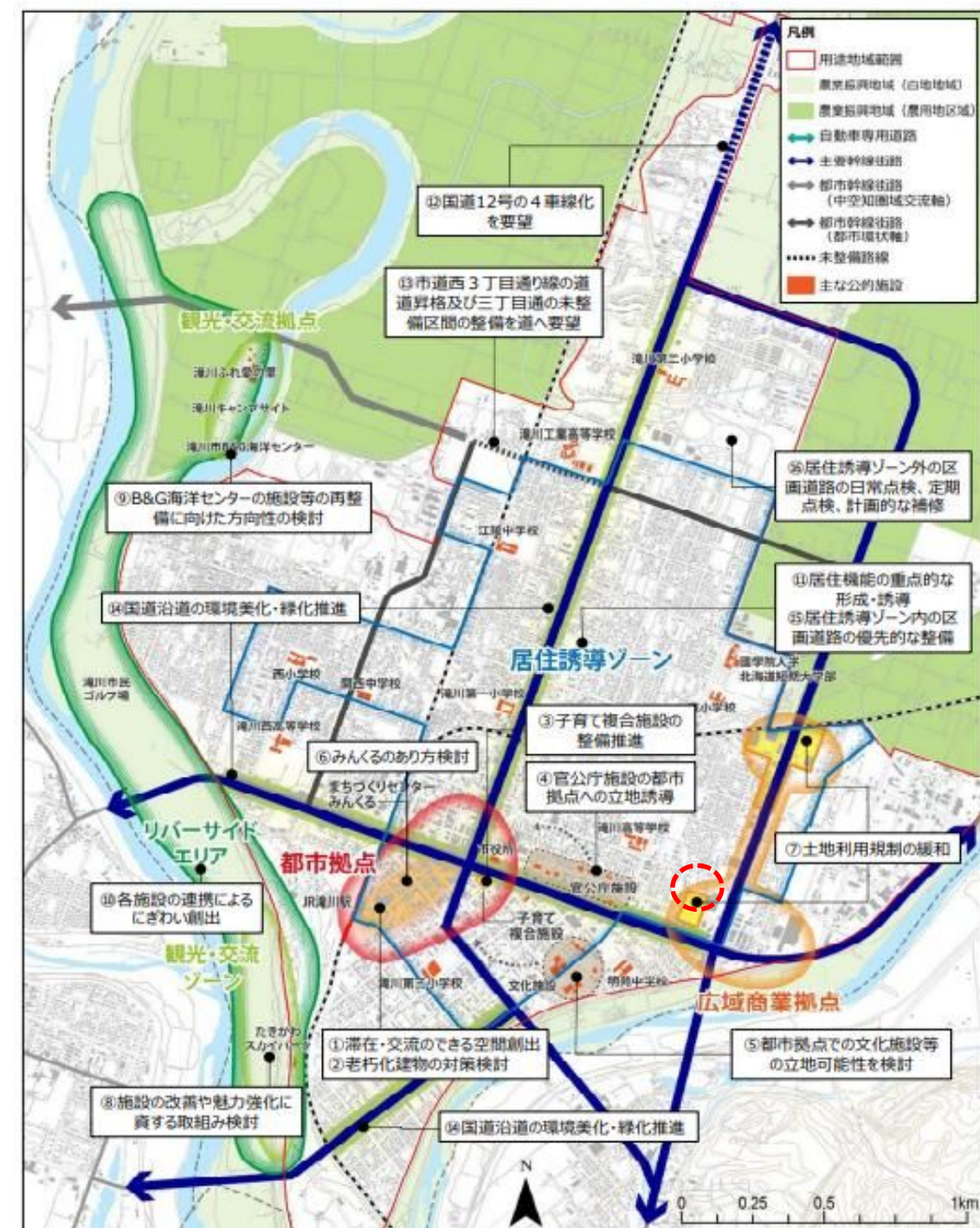


図 滝川市街地の将来構想図

旧（素案 P37）

第2章 都市づくりの現況と課題

2) 公園

住区基幹公園の整備状況をみると、おおむね各地区をカバーするように配置されており、供用率78.16%となっています。一人当たり公園面積は、全道、全国よりも広がっています。

表 公園の整備状況

単位:ha 令和5年3月

	都市計画公園				都市公園				計			
	箇所	公園面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園面積	開設箇所	供用面積
街区公園	39	7.47	39	7.47	8	2.16	8	2.16	47	9.63	47	9.63
近隣公園	3	4.80	3	4.80	3	3.27	3	3.27	6	8.07	6	8.07
地区公園	5	47.00	5	41.90	(1)	22.20	(1)	22.20	5	69.20	5	64.10
総合公園	1	85.90	1	34.83					1	85.90	1	34.83
運動公園	2	115.20	2	91.80	(1)	52.50	(1)	52.50	2	167.70	2	144.30
風致公園	1	16.80	1	16.80	2	4.99	2	4.99	3	21.79	3	21.79
緑道					1	2.20	1	2.20	1	2.20	1	2.20
計	51	277.17	51	197.60	14	87.32	14	87.32	65	364.49	65	284.92

資料:滝川市「公園集計表」

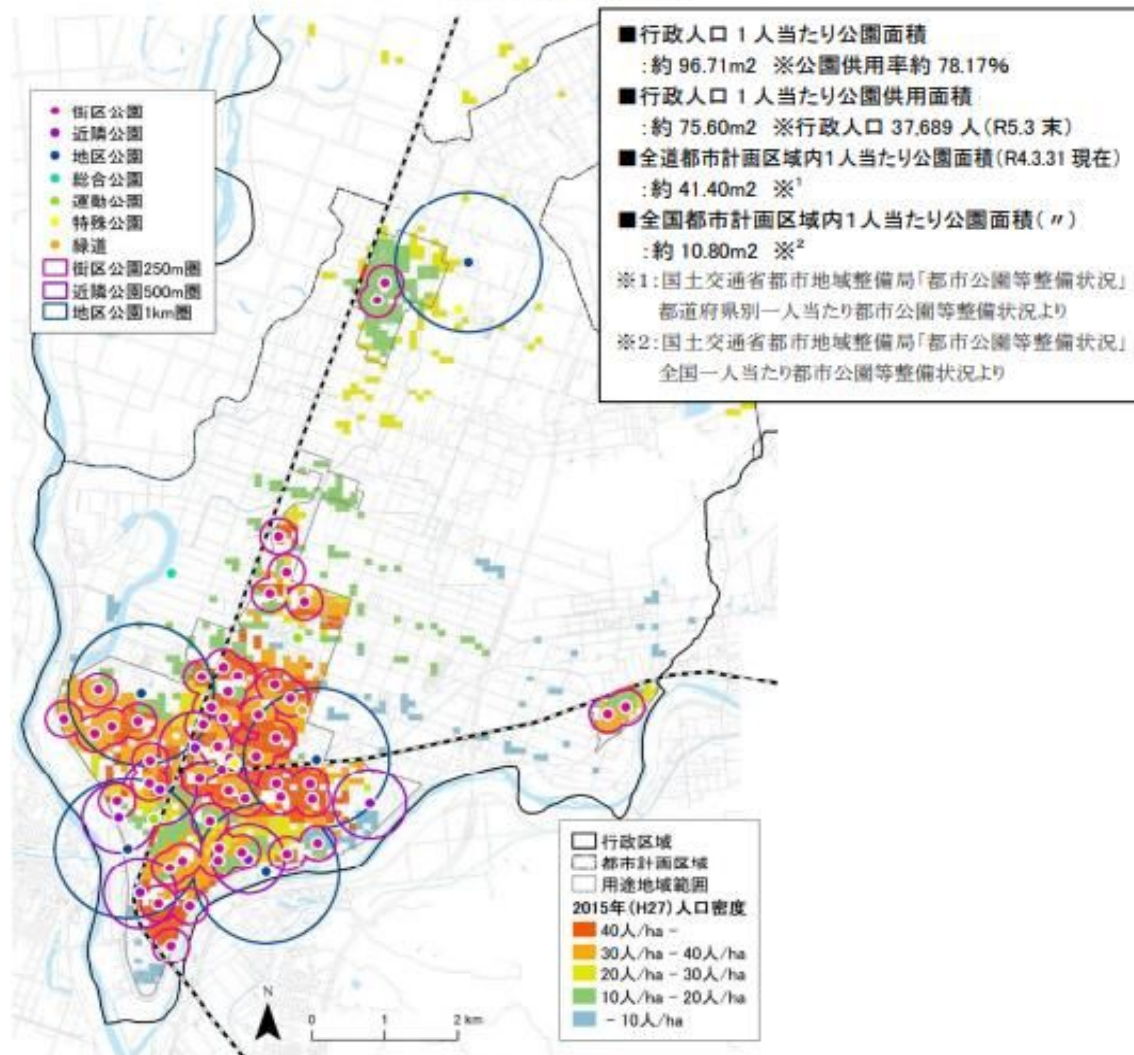


図 公園の整備状況

資料:国土交通省「国土数値情報」、滝川市「公園集計表」

新（原案 P37）

第2章 都市づくりの現況と課題

2) 都市公園

都市公園の整備状況をみると、おおむね各地区をカバーするように配置されており、供用率約78.17%となっています。一人当たりの公園面積は、全道、全国よりも広がっています。

表 都市公園の整備状況

単位:ha 令和5年3月

	都市計画公園※ ¹				都市計画公園以外の都市公園				計			
	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積	箇所	公園等面積	開設箇所	供用面積
街区公園	39	7.47	39	7.47	8	2.16	8	2.16	47	9.63	47	9.63
近隣公園	3	4.80	3	4.80	3	3.27	3	3.27	6	8.07	6	8.07
地区公園	4	34.00	4	34.00	1	35.20	1	30.10	5	69.20	5	64.10
総合公園	1	85.90	1	34.83					1	85.90	1	34.83
運動公園	1	18.70	1	18.70	1	149.00	1	125.60	2	167.70	2	144.30
風致公園	1	16.80	1	16.80	2	4.99	2	4.99	3	21.79	3	21.79
緑道					1	2.20	1	2.20	1	2.20	1	2.20
計	49	167.67	49	116.60	16	196.82	16	168.32	65	364.49	65	284.92

資料:滝川市「公園集計表」

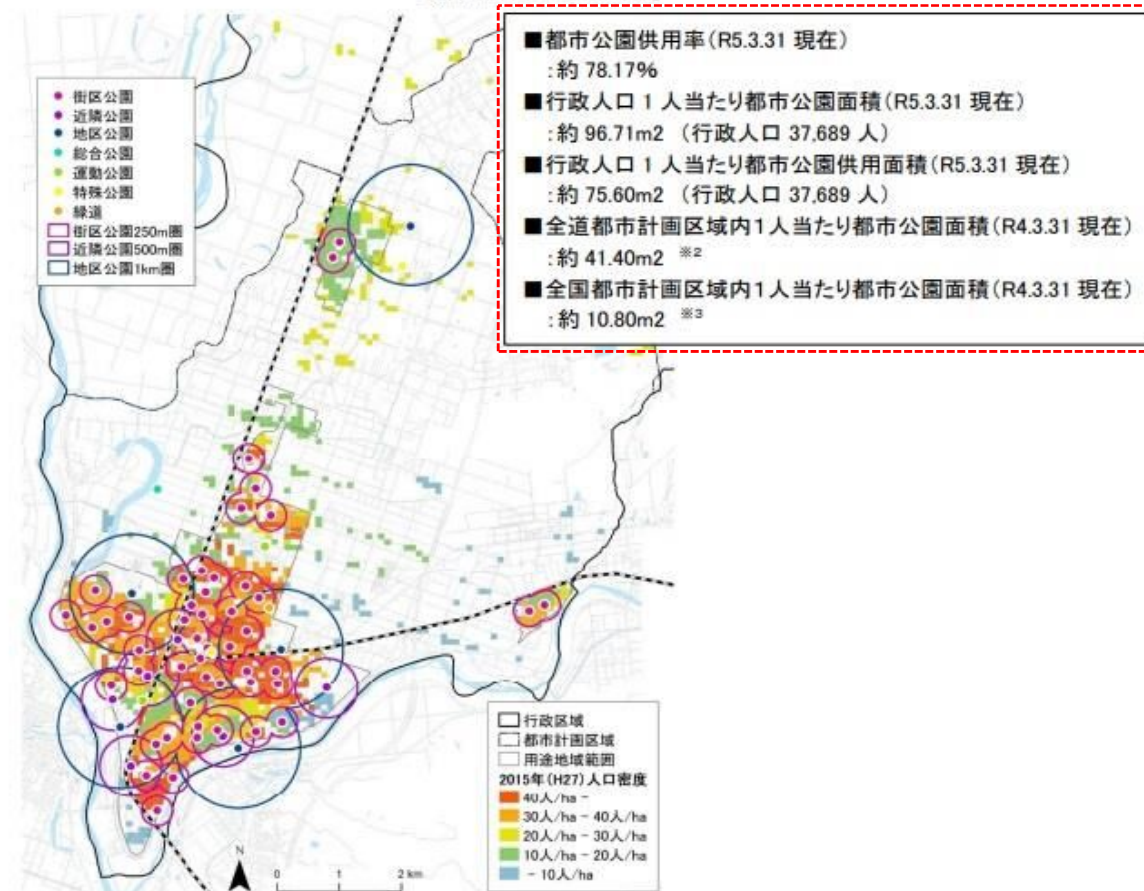


図 公園の整備状況

資料:国土交通省「国土数値情報」、滝川市「公園集計表」

※¹都市計画法第11条に基づき都市計画決定をした公園を示す。

※²国土交通省都市地域整備局「都市公園等整備状況」都道府県別一人当たり都市公園等整備状況より

※³国土交通省都市地域整備局「都市公園等整備状況」全国一人当たり都市公園等整備状況より

旧（素案 P74）

第4章 分野別構想

（5）工業地

現状の土地利用を維持することを基本に、既存工業団地や流通業務地の低未利用地を有効に活用するとともに、適切な工業立地に努めます。

- ・中空知流通関連団地については、特別工業地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も工業・流通関連業務の円滑な立地を促進する。
- ・泉町の工業地域については、研究研修地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も研究開発施設等を中心とした土地利用を図る。
- ・新町の工業地については、避難所となる公共施設などにエネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、今後の事業継続に向け、都市計画決定及び用途地域の変更を検討する。
- ・その他の工業地域については、現状の土地利用を維持するが、今後の需要動向を踏まえ、適切な対応を検討する。
- ・国道12号沿道の工業地のうち、農地として活用が見込まれる地域については、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。

新（原案 P74）

第4章 分野別構想

（5）工業地

現状の土地利用を維持することを基本に、既存工業団地や流通業務地の低未利用地を有効に活用するとともに、適切な工業立地に努めます。

- ・中空知流通関連団地については、特別工業地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も工業・流通関連業務の円滑な立地を促進する。**なお、現状の分譲率が9割を超えていることから、今後の需要動向を踏まえ、国道38号沿道で新たな工業・流通関連業務地としての土地利用を検討する。**
- ・泉町の**準工業地域**については、研究研修地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も研究開発施設等を中心とした土地利用を図る。
- ・新町の**準工業地域**については、避難所となる公共施設などにエネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、今後の事業継続に向け、都市計画決定及び用途地域の変更を検討する。
- ・その他の**準工業地域・工業地域**については、現状の土地利用を維持するが、今後の需要動向を踏まえ、適切な対応を検討する。
- ・国道12号沿道の**準工業地域・工業地域**のうち、農地として活用が見込まれる地域については、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。



図 工業地に関する土地利用方針図



図 工業地に関する土地利用方針図

旧（素案 P76）

第4章 分野別構想

（6）農村地域

農地の保全に関しては、農業関係法令（農地法並びに農業振興地域法）に基づき行われていますが、農用地区域から除外した場合、農地転用を繰り返すことにより、実質的に農地の保全が困難になることがあります。そのため、都市計画関係法令に基づく特定用途制限地域を引き続き配置し、農地における開発の抑制を図ることにより優良な農地を保全します。

- ・現在農業振興地域となっている地域については、良好な営農環境を損なわないよう、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、農業関連施設以外の土地利用を規制する。
- ・用途地域外の国道12号沿道及び国道12号滝川バイパス沿道のうち、都市的土地利用の需要が一定程度見込まれる地域では、良好な営農環境を損なわないよう、主要幹線沿道地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、交通利便性を活かした沿道サービス施設以外の土地利用を規制する。
- ・国道12号沿道の工業地のうち、農地として活用が見込まれる地域は、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。

新（原案 P76）

第4章 分野別構想

（6）農村地域

農地の保全に関しては、農業関係法令（農地法並びに農業振興地域法）に基づき行われていますが、農用地区域から除外した場合、農地転用を繰り返すことにより、実質的に農地の保全が困難になることがあります。そのため、都市計画関係法令に基づく特定用途制限地域を引き続き配置し、農地における開発の抑制を図ることにより優良な農地を保全します。

- ・現在農業振興地域となっている地域については、良好な営農環境を損なわないよう、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、農業関連施設以外の土地利用を規制する。（ただし、国道38号沿道については、中空知流通関連団地の今後の需要動向を踏まえ、新たな工業・流通関連業務地としての土地利用を検討する。）
- ・用途地域外の国道12号沿道及び国道12号滝川バイパス沿道のうち、都市的土地利用の需要が一定程度見込まれる地域では、良好な営農環境を損なわないよう、主要幹線沿道地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、交通利便性を活かした沿道サービス施設以外の土地利用を規制する。
- ・国道12号沿道の準工業地域・工業地域のうち、農地として活用が見込まれる地域は、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。